

羽曳野市広告掲載要綱

制 定 平成 17 年 11 月 30 日

最近改正 令和 3 年 3 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広告媒体への民間企業等の広告の掲載(以下「広告掲載」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「広告媒体」とは、次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の広報紙その他の市の印刷物
- (2) 市のウェブサイト
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(広告掲載の範囲)

第 3 条 広告掲載をできる広告は、広告の掲載を希望する者の代表者又は役員が次の各号のいずれにも該当しない者が掲載するものであって、別表に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

(広告の規格等)

第 4 条 広告の規格、掲載位置及び予定価格並びに募集方法及び選定方法等は、広告媒体ごとに市長が定める。

(掲載の申込み等)

第 5 条 広告掲載をしようとする者は、直接又は市が委託する広告代理店を介して第 2 条の広告媒体を管理する所管課(以下「所管課」という。)に申込みをするものとする。

2 前項の申込みをうけたそれぞれの所管課は、市長公室秘書課と協議の上、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、通知するものとする。この場合において、広告代理

店を介しての申込による可否の通知は、当該広告代理店に通知するものとする。

(審査会)

第6条 前条第2項の審査を行うため、羽曳野市広告掲載審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長は市長公室秘書課長を、委員は市長公室政策推進課長、総務部総務課長、市民人権部人権推進課長及び生涯学習室社会教育課長をもって充てる。

3 前項の委員のほか、広告媒体及び審査内容に関連する事項を所管する所属の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

5 市長は、前条第2項の審査に関し必要があると認めるときは、審査会に諮ることができる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する所属の長(当該長が前条第3項の臨時の委員であるときは、その長が別に指名した者)その他の関係者を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、第3条各号のいずれかに該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平 17. 11. 30)

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平 25. 11. 29)

この要綱は、平成 25 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(令 3. 3. 19)

この要綱は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

羽曳野市広告掲載基準

- 1 市が発行する広告媒体であることに鑑み、内容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものであること。
- 2 屋外広告にあっては、その内容及びデザインが、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、次の各号のいずれかに該当し、又は都市の美観風致を損なうおそれがないこと。
 - (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
 - (2) 彩度の高い色、原色又は金銀色を広範囲に使用するもの
 - (3) 景観と著しく違和感があるもの
 - (4) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
 - (5) デザイン若しくはその意味が不明なもの又は公衆に不快感を起こさせるもの
- 3 屋外広告にあっては、その内容及びデザインが、交通の安全を阻害するおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当するものではないこと。
 - (1) 過度に鮮やかな模様、色彩等を使用するもの
 - (2) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの又はこれらに類するものを使用するもの
 - (4) 読ませる広告、4コマ漫画その他のストーリー性のあるもの
 - (5) デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - (6) 絵柄や文字が過密であるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがあるもの
- 4 次に掲げる業種若しくは事業者又は商品等の広告でないこと。

- (1) 法人税(個人にあつては所得税)、消費税及び地方消費税、法人事業税(個人にあつては個人事業税)並びに法人市民税(個人にあつては市府民税)を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業種
- (3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規程により更生手続開始の申立てをしている者
- (5) 法令に違反しているもの
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) たばこ
- (9) ギャンブルに係るもの
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設又は国家資格等に基づかない者が行う療法を行う施設
- (11) 人材募集広告などにおいて、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

5 次に掲げる内容の広告でないこと。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (3) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (5) 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (7) 誇大な表現や根拠のない表示、誤認を招くような表現があるもの
- (8) 射幸心を著しくあおる表現があるもの
- (9) 責任の所在が明確でないもの
- (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの(出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。)

- (11) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- (12) 残虐な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- (13) 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- (14) ギャンブル等を肯定するもの
- (15) 青少年の身体、精神又は教育に有害なもの

備考 ウェブサイトに係る広告については、当該広告のほか、その広告がリンクしているページ内容についてもこの基準を適用する。